

ズ、其上御病身ニモナラセラレ候得バ、以ノ外ナル儀ニテ、右ノ女ノ中ニ、定メテ一人カ二人敵有
ベシ、夫ヲ存タラバ、只今切殺サント存、追カケ候得ドモ、大勢ノ中ニテ何レトモ知レ難ク存候ト、
諫言申上シニ、秀吉公モ道理ニ伏シ給ヒ、御笑ヒ成サレシトゾ、

〔岩淵夜話別集二〕一家康公岡崎の御城に被成御座候時、勅使上使などの有之時、饗應の爲、長三尺
程づ、の鯉三本、生洲の中に爲、放置らる、然る處鈴木久三郎、件の鯉壹本取上させ、御臺所にて料
理申付、其上信長公より參たる南都諸白一樽、口を切せて呑喰ひ、人にも振舞に付、定て鯉も酒も
拜領致ての義なるべしと存候處程過て御活洲を被成御覽候時に、三本の鯉二本ならで見へず、
活洲預りの坊主を召て、御尋被遊候へば、鈴木久三郎取上させ料理致し、并南都諸白の口を切、其
身も給、人々にも振廻候と申上る、家康公以外の外怒らせ給ひ、御臺所を御吟味被成候處、彌其通り
なれば御機嫌損じ、御自身御手討に可被遊と被仰出、御長刀の鞘をはずし給ひて、廣椽に立せら
れ、鈴木を召出さる、久三郎覺悟致し、聊わるびれたる氣色なく畏り候迎、御路治より罷出候、其
間三十間計あつて畏る、鈴木不屈者め、成敗するぞと御詞を掛させられ候へば、久三郎は大小を
ぬき、五六間跡へ投出し、大の眼に角を立申けるは、抑魚鳥に人間を替るといふ事あるものにて
候や、左様の御心にて天下の望は成まじく候、我等事は被成度よふに可罷成と云て、大肌ぬぎに
なつて、御側近く寄所に、御長刀を捨て給ひ、最早免すぞと仰られて、其ま、御座敷へ被爲入、則
久三郎被召出、其方忠節深き心入の程感じ入、満足に思ふゆへ、先日鷹場にて鳥を捕城の堀にて
網を打し、兩人の徒の者共、只今赦免するぞと仰られければ、久三郎涙を流し、私體の寸志を如斯
御取上被成被下置候は、近頃難有義に御座候、偏に天下を知し召るべき瑞相なりと申上けると
也、

〔藩翰譜^{四上}〕天正三年三月に、徳川殿、御脊中に疔といふもの出來て、既に危く見えさせ給ひしか